

## 市長等の措置に係る通知書

（子ども青少年部）

2013年3月22日監査執行

| No | 指 摘 事 項   | 措 置 の 状 況  | 改 善 又 は<br>検 討 の 目 標<br>年 月 日 |
|----|---|--|-------------------------------|
| 1  | <p>（青少年課）<br/>委託料の執行は適正か<br/>次のとおり改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p> <p>（1）条例で定める指定管理者の業務の範囲に該当しない業務を指定管理者の業務として実施しているものがあつた。</p> <p>（2）委託業務の主要な部分を再委託しているものがあつた。</p> | <p>（1）指定管理者に行わせる業務について、改めて整理いたします。</p> <p>（2）再委託に係る業務の実施方法を改め、委託業務全体の見直しを行います。</p> | 2014年<br>4月1日                 |